

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)
第34条第1項の規定により、次のとおり特例休猟区を指定した。

令和6年10月31日

石川県知事 馳 浩

1 名称

高階特例休猟区

2 区域

七尾市松百町地内の主要地方道七尾輪島線の松百新橋を起点とし、同所から赤浦川右岸を下流に進み河口より七尾南湾の海岸汀線を東に進み、大杉崎を経て市道七尾西湾27号線と市道七尾湾岸線との交点に至り、同所から市道七尾西湊27号線を南西に進み同主要地方道との交点に至り、同所から同主要地方道を南東に進み市道七尾西湊24号線との交点に至り、同所から同市道を南西に進み市道西湊77号線との交点に至り、同所から同市道を南に進み御祓川との交点に至り、同所から同河川を上流に進み国道159号線との交点に至り、同所から同国道を南西に進み県道徳田停車場線との交点に至り、同所から同県道を西に進み県道池崎徳田線との交点に至り、同所から同県道を北西に進み県道末吉七尾線との交点に至り、同所から同県道を北東に進み市道西湊36号線との交点に至り、同所から同市道を南東に進み県道末吉七尾線との交点に至り、同所から同県道を東北東に進み同主要地方道との交点に至り、同所から同主要地方道を北西に進み起点に至る点に囲まれた区域

3 面積

1,673ヘクタール

4 存続期間

令和6年11月1日から令和9年10月31日まで